

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県知事より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成28年8月9日

石川県監査委員 作野 広 昭  
同 吉田 修  
同 浜田 孝  
同 岡部 朋代

(別紙)

石川土第 8 7 1 号  
平成28年7月19日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

平成28年6月30日付け石監査第108号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指摘事項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の事故が発生しています。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意してください。</p> <p>支出事務において、適正を欠くものがありました。</p> <p>今後、このようなことがないように十分注意してください。</p>	石川土木総合事務所	<p>公用車の運行に際しては、交通法規の遵守及び安全運転に万全を期するよう改めて全職員に対し注意喚起を図りました。また、運転者には、自動車運転技術向上研修を受講させるとともに、白山警察署等の協力のもと、全職員を対象とした安全運転講習会を実施し、交通事故防止について、周知徹底を図りました。</p> <p>指摘のあった支出事務につきましては、今後、このようなことがないように、事務処理状況の綿密なチェック並びに職員相互の厳重なチェックを徹底し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>